

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岐阜市長 柴橋 正直

市町村名 (市町村コード)	岐阜市 (21201)
地域名 (地域内農業集落名)	七郷地区 (西改田・小西郷・東改田・上尻毛・川部・又丸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の担い手に集積・集約化を進めていくが、集積・集約化の対象となり難い農地について、今後どうやって維持管理していくのが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手への集積・集約化については引き続き進めていくが、集積・集約化の対象となり難い農地については、基本的に現利用者が耕作を継続する方向で対応していく。
東改田地区を中心に休耕田を活用し薬用作物の安定生産の確立及び産地化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積・集約化については引き続き進めていくが、担い手以外にも、農業経営に意欲的な農業者が数多く存在し、こうした農家が集積・集約化の対象となり難い農地の保全も担っていることから、最低でも今後4～5年間は耕作を継続できるよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。 認定農業者等が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて認定農業者等への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業に対する取り組みに努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地区からの認定農業者等を受け入れ、当地区内の担い手を増やすことで集積・集約化を推進させる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦耕作放棄地の減少を目指し、農地の維持に努める。